

文教福祉委員会

令和3年1月13日（水）

午前9時59分～午前11時51分

議会大会議室

【出席委員】池田正弘委員長、永渕史孝副委員長、富永明美委員、久米勝也委員、
重田音彦委員、川崎直幸委員、嘉村弘和委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】白倉議員、御厨議員

【執行部出席者】なし

【案 件】

- ・佐賀県聴覚障害者サポートセンターからの意見聴取
- ・聴覚障がい疑似体験

○池田委員長

それでは皆さんおはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開催いたします。今年初めての委員会でございます。よろしくお願いいたします。本日カメラの取材が入っておりますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

それでは許可したいと思います。

今回は、実際に手話がどのように行われているかを体験するため、手話通訳の実演をしてもらっております。発言の際には手話通訳の皆さんがそばに来られますので、それを待って発言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

◎池田委員長挨拶

それでは続きまして、佐賀県聴覚障害者サポートセンター長から御挨拶を頂きたいと思っております。

◎佐賀県聴覚障害者サポートセンター長挨拶

○池田委員長

それでは議事に入りたいと思います。議事の進め方につきましては、まず、佐賀県聴覚障害者サポートセンターのほうから資料についての説明をいただき、委員の皆さんから質疑を受けたいと思います。次に、コミュニケーション条例についての御意見を、サポートセンターのほうにお伺いをしたいと思います。その後、聴覚障がい者の疑似体験を行った後、サポートセンターの皆さんと文教福祉委員の意見交換という流れで進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは最初に、令和元年12月4日提出の要望書記載にあります、手話言語条例に盛り込むべき事項について、5項目ありますけども、この

ことについての説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎佐賀県聴覚障害者サポートセンター説明

○池田委員長

それではこのことについて、委員の皆様から御質疑等があればお受けしたいと思います
が、いいですか。

○山下明子委員

深いお話をありがとうございます。私は手話の方たちが、聾者の方たちが手話でずっと話しておられる中に、1人で入っていったら、自分が外国人になった気持ちになります。それは本当に言語なのだなあと感じるのですが、今ちょっと、少しは学ばなくてはいけないと思って、教育テレビのEテレのみんなの手話を録画しながら見ているのですが、いろんな表現の仕方もあるし、それから、もうまさに、表情が見えないとこんなにしていけないとわからないものなのだなあと。すべて使った言葉だなということ、改めて感じているのですが、そういうことをふだん誰もができないと、例えばその今の福祉の施策だけだと、通院のときとか、買い物のときとか、役所に行くときとか、とても限られてしまって、24時間の生活のすべてでちゃんと表現をしたいということが、すごく行政的に狭められてしまっているのだなというのを、そういう中でちょっと感じています。それで、もう何時間しかだめですよとか言われても、じゃあ残りの時間はどうするんだっていう話に当然なっていくことで、もし自分が、言葉を発したらいけませんって、残りの半日はしゃべったらいけませんと言われていたのと同じになってしまうのだなあとということだ
と思うのです。そういう感覚を共有しながら、だからちゃんと伝える必要が、伝える人がいる必要だとか、伝える仕組みが必要だとかっていう話にしていけないと、ただ、そのときだけいけばいいという話ではないのだなあとということなのでしょうね。だから、何かそういうことを、まず共有していくことが必要なのかなというのをちょっと感じました。す
いません、質問でなくて感想になるのですが。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

とっても核心について、重要な内容を言われましたけども。おっしゃるとおり、行政の現場に来て、窓口で1人今ここもおられますけども、通常、相談するときには必ずしもはおられないと。だから、話したいこともなかなか話せないというのが行政の場もあらゆる場面であります。それから、特に重要なのは医療の現場ですね。医療の現場ではお医者さんとか看護師さんで、手話のできる人がほとんどおりません。同行でいく、あるいは1人で行く、家族と行くというやり方やっていますけども、うちがアンケートとった中身でも、自分の症状をちゃんと伝えられない、ちゃんと伝わっているかどうか不安であると、というのも大変多いし、それからお医者さんが、あなたの症状はこうですよ、こういうふうに治療しますよということがちゃんとわからない、というのも非常に。もう、聾者から言わせると、ほとんどがわからない。その次また薬の飲み方、処方。これがまたわからない

というようなのが、命に関する事で非常に多くなっています。だからもうおっしゃるとおり、あらゆる場面に、いつでもどこでもだれでもがちゃんとしゃべってくれば、手話ができる人がおれば、24時間限りなく対応ができるというようなことになります。特に災害があって――、熊本大地震のときは、結局はうちみたいなサポートセンターに、聾者がみんな集まってしまって、そこで1回いかに怖かったかというのを、手話でばつと話してしまうと。思い切り出さないと、なかなか一旦収まらないということで、結局熊本地震のときは1カ月ぐらい、そういう施設の中にみんな聾者だけ集まっておったという状態もありまして、もうおっしゃるとおりの状況です。

○池田委員長

ほかに皆さん、ないでしょうか。

ちょっと私から1点ですけども。冒頭、盛り込むべき事項の中でおっしゃった、手話は障がいを補う道具ではなく、言語であり、音声言語である日本語と対等の言語であるということが述べられております。私自身もそうだったのですが、手話というのがコミュニケーションをとる道具であるというふうな、この感覚というのは、大方の方がそういった感覚でいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているのですよね。だから、要するに、学校現場でも指導要領にないから、これはもう、そういった手話を学ぶ機会というのがなかなか確保できないという部分も、私はそういった観点からの見方だというふうに感じているのですよね。だから、そういったことを、道具ではないんだということを、やっぱりどのように皆さんに伝えていったらいいのか、その辺について何かこう、あれば教えていただきたいと思うのですが。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

それでは、今のコミュニケーション手段の道具なのかどうかという議論なのですが、もともと日本の福祉政策が飛躍的に始まったのは、戦後なんですね。戦後の1番最初のときの福祉が何であったかという、戦争の現場から日本に戻ってこられた傷痍軍人という、あちこち怪我された方、足がなかったり手がなかったりした人がいっぱいおりましたが、まずその対策から日本の福祉政策が始まったということで、聾者については、江戸時代、明治時代からずっと歴史があるのですが、その中の一つとして、単に手話を道具手段として見たてるというところに流れてしまって、結局、厚生労働省で長らくいろんな経緯があって手話通訳者を増やして、派遣制度をつくっていったというように、流れとしてはなくなってしまったと。今もって手話言語法を国にお願いしている中でも、なかなか文部科学省がOKを出さない。非常に難しい状態ですけども、まず昔は総合学習の時間というのがあったりして、小学校で手話の勉強、地域のサークルの人が来て、手話を勉強する、学習する、そういう機会も非常にあったのですが、今やもうその時間もとられてしまって、英語の時間になってしまったと。私はよく言うのですが、英語を10何年やりましたが、結局しゃべりもきらん状態なのに、全国的にそれをやるべきかどうかって、非常に疑問に

思っていますし、先ほど山下明子委員が言われたとおり、ある程度年がたってから手話を勉強しても、言語ですからなかなか身につかない。先ほどまで覚えとったのも忘れてしまうということで、日本人の小さい子どもがアメリカに行くと、ちゃんと英語を話しているというのが、言語でやっぱり0歳から3歳までのときに、母親なりからシャワーのごとく言葉を与えてもらう、投げてもらう、それでだんだん身につけていって、1万語、2万語と増えていく。さらに3歳から6歳でまた一挙に増えていくというのが非常に大事なんですよね、言語ですから。ただいまの聾学校に入ってくるときに、なかなか0歳から3歳までのときに、通常の会話ができなくて。それで、聾学校に来て初めて手話をやるのですが、なかなか手話がうまくできないというのがあって、それがひいては、聾学校で国語、日本語を学ぶのですが、日本語の使い方がなかなかなじめないという状態になって、聾学校の卒業生が成人になっても、大体小学五、六年生ぐらいの国語力で止まってしまうということが今常に言われているのです。それがまた職場にいて、仕様書、仕事の中身を指示した指示書、こういうのがなかなかうまく読めない、あるいは逆に書けない。あるいは「てにおは」がどうしても外人が使うような「てにおは」、変則的な「てにおは」になってしまうということが、非常に社会生活の後に影響を及ぼしているという状態になっていますから、あくまで言語として、ちゃんとまず小さいときから、学習勉強していくということが非常に大事だと思っています。

○池田委員長

ありがとうございました。ほかにございますか。

○富永委員

今日は貴重な体験談、お話をありがとうございました。一つちょっと質問をさせていただきたいと思うのですが、先ほどからいろんな災害時のこともおっしゃっている中で、やっぱり、これ今の時代というのは災害を抜きでは、もう語っていけないのだなというふうに私も実感をしているところです。そこで、大雨とか、いろんな地震、台風など、佐賀の場合はまた水害のほうが多いですけれども、私たち、健常者でさえもなかなかその情報がよくわかっていないというか、戸惑うことが多い中で、先ほど、安否確認に関しましてはサポートセンターのほうでされますということをちょっとお聞きしたのですが、安否確認はある程度時間がたってからのことになると思うのですね。それで、災害が発生した直後、発生時には皆さん、今、情報手段というのはどのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

富永委員の質問に答えますと、安否確認システムは、行政サイドでも厚労省の流れの中で、必ず身体障害者手帳の4級以上を持っている人の安否確認は、民生部というか、民生委員さんを含めたところで、どういうふうな伝達をして、どういうふうに避難させようかというのは、基本的にはつくることになっています。ただ、我々にはそれは全然教えても

らえないので、我々は今言われた中で、特に東北大震災のときの死亡率の多さ、あるいは生存か否かの時間が一応72時間のところで、非常にボーダーラインがあるということで、一刻も早く災害が起きたときには、安否の状態だけ確認するというので、今、どこに行き、怪我しているかいないか、どうですかといった内容をまずスマホで簡単なのでメール送ります。それに大体今どこにいて、怪我していない、大丈夫という返事もあるし、全くそれに反応を示さないスマホもありますので、その反応を示さないというのも一つの情報ということで、それをとって、手話通訳者なり、市町の災害対策本部なりに連絡して、見に行ってもらおうというようなことにつなげていくということをやっています。ただこれがさっき言ったように、登録率が非常に低いというのは、佐賀市役所の民生のほうと相談して、民生委員さんの集まりが、各地区で20何カ所ずっとありましたので、そこに全部回って一々説明したのですが、どうも行政の下請ばかりさせられているという、日ごろの不満が非常にたまっていて、そこでまず、一斉に何の協力も得られてなかった。その場では非常にいいシステムですねと皆賛同を示されたけども、結果的には全く加入者がいないと。障がい福祉課の窓口には、登録の申込書は置かしてもらっていて、新たに身体障害者手帳の登録に来られた方には、そういう御紹介もやっただいておられます。

○富永委員

ありがとうございます。なかなか今4.2%と登録数も、やっぱりこれは、例えばもう、少ない理由とか、もう要らないとおっしゃっている人もいらっしゃるのですか。スマホを持っていないとかそういうのもあるのですか。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

スマホは、結局聾者とか聴覚障がい者にとって非常に重要な情報源になりますので、結構高齢の方も持ってあります。もちろん、使えないという人もおりますけども、所有率からいくと、5割から6割ぐらいは持ってあります。ただ、まだ依然としてガラケーであったり、なかなか今のシステムになじんでないの也有りますので、そういうのを含めて、全体の障がい者から見ると低いかなと思いますが、要するに聾者、聾協会の皆さんにとると、大体五、六割ぐらいは今所有ですから、できれば我々も補聴器と同じように情報を取る手段として、スマホ購入もぜひ補助の対象にしてほしいというようなこともお願いはしていますけども、なかなか厚労省の壁は厚い状態になっています。市町によっては、それも独自に対象にしたところもございます。

○永渕副委員長

御説明の中で、盛り込む事項のところ、やはりその長期的視点等を近いところの視点でやれることを変わられることという点でいけば、私はこの4番のやっぱり国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が佐賀に来るところで、このボランティア要請だと思うのです。何か他県などを見ていると、やはり手話言語をこういう契機で募集したところ、その定員が300だったところ340ほどに増えて、そういうことを勉強したいという人が

出てきたというようなこともあるとも伝え聞いております。そういう意味で、ここに向けて、まずはどこか実例として、そういう大きな大会の折に、少しく、気運が変わったのだという、ちょっともし御存じだったら教えていただきたいなど。もしそれがなければ今こういうことがあることに対する期待というか、そういうところもちょっとお話をいただければと思います。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

国体は、スポーツ大会に名前が変わって初めて佐賀ではあるのですが、1年延びましたので、若干の猶予が出てきましたけれども、ボランティアの募集自体を県の実行委員会に、早目に募集をさせてくれと。今、ボランティア自体の募集は事務局のほうでやるので、我々が独自にやるわけにはいけないということになっていまして、佐賀の場合は、競技種目は大きな県も小さな県も同じ種目数があって、競技運営委員という人も必要になりますし、ボランティアも必要になってくるということで、どちらかという、例えば手話の関係でいくと、婦人会のところの活動している層と大体バッティングするのですよ。それで、福井県に聞きに行ったところ、佐賀県と同じような小さな県ですけども、これもやっぱりお互いに取り合いをしていましたというので、我々としては、ちょっと手話、要約筆記のボランティアをいち早く手を入れて、確保しておきたいと思って、国体の事務局のほうにお願いしているのですが、いや同時でない募集はだめだ、というふうに言われていまして、現在、我々が今やっているその手話とか要約筆記の講座、これ一部、要約は佐賀市さんの委託を受けて、うちのほうでも要約筆記の講座を現在やっていますけども、そういうことで少しずつ増やしていこうと。幸い手話のほうは、サークル活動が非常に佐賀市は盛んになっていまして、結構な人数がおられますので、そのペースで質をもっと上げていこうというふうには思っていますけども、なかなか若い人の参入がないので、そのところ、もうちょっと入れないと、4年後、5年後にはかなりの年齢の人が、本当に国体が猛暑の中であると、本当に動員していいのかというような心配も一部ではあるのですけども、できるだけその若い人の参入をお願いしたいというふうに思っていますが、一つの契機としてはですね、非常にPR効果があるというふうに思っております。

○池田委員長

はい、ありがとうございました。ほかにございますか。

○山下明子委員

手話言語条例とこの情報コミュニケーション条例の意義と関係性に関して、私たちは宮崎に行って、やっぱり全体を対象にしたほうがいいなと思ったのですね。それはその手話言語条例ということ、ここに言えば言うほど、同じ聴覚障がいの中で、その手話のわからない方たちが、阻害された気分になるっていう話を聞くことがあって、そうすると、もう手話って表題に入っているだけで、もう自分たちは関係ないのねと思われてしまっは、それはちょっと違うかなという気持ちになったりしたのですね。それから同時に、それこ

そ、その手段としてのコミュニケーションの多様性を確保すると、私たちが提案するとしたら、そういう幅広さをもって、より普遍的なものにしていったほうが、市民の理解も得られやすいんじゃないだろうかなと思う部分もあるのですね。それで、否定するわけではないと、さっきセンター長もおっしゃったのですが、そういう意味では手話の言語として否定されてきた歴史をきちんと位置づけることによって、それはそれとしつつのコミュニケーション条例というふうにしていくのであれば、それはいいということでお考えでしょうか。それとも、いや手話言語条例は先なんだよ、というふうに思われているのか、本音のところ、その辺はどんなんでしょうか。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

ありがとうございます。山下明子委員のおっしゃるような御意見がありまして、全国的には手話言語法を要求する全国委員会というのが、2010年にできているのですけども、そのときに情報アクセスコミュニケーション法をつくらうということも、ほぼ同時期——、ちょっとだけ情報コミュニケーションが、2カ月ぐらい早く立ち上がっております。構成団体は、聾者とか、それから難聴者の会、それから手話問題研究とか通訳士の会とか、同じようなことでやっております、おっしゃるように手話だけかいという声その時も非常に多かったので、いやいや違いますよと、情報アクセスコミュニケーション法もつくるんですよということで、同時並行的に今進んでいますが、まだまだ進んでないというふうに思っています。条例はどうかというと、本音で言えということでしたので、言いますけども、やっぱり選択を、自己決定させてくれという時にちゃんとできるような体制になってない。なければ、幾ら情報コミュニケーション条例ができて、手話のできる人はおらんけんしょうがなかよという話になってはいけない。だから、いつでも、どこでも、誰でも、手話ができるという環境を、ちょっとでも早くやっていただければ、まず先行の利得があるのかなと。それもやっぱり若い人がやらないと、ちょっと例が悪いですけども、ゴルフと一緒に、初めた年齢から以上ハンディは下らないというゴルフの原則がありまして、言語も全く同じで、覚え切れないというのがあります。ということで、我々も幼稚園で取り組んでもらえないかということで、市町の教育委員会周りしましたけども、全然聞いてもらえなくて、結局龍谷こども園で、あそこが私立ですから、半年間やったのはありますけど、なかなか幼稚園の先生のほうで少し手話ができないと、なかなか連続性がなくなってしまおうと。ちょっとでもわかると、お昼を食べるときもこういう手話でやれるのよねというのがあるのですが、なかなかその連続性がなかったんで、今ちょっとコロナもあって中断していますけども、できればそういうふうなところの底辺、若い層を特にやっていただければ、非常にありがたいというふうに思っております。いずれにしても、何もコミュニケーション法を否定するわけではありません。これは全国ろうあ連盟も公式見解ということで出しております。

○山下明子委員

わかりました、それこそ盲聾の方とか言ったら、もう本当にどうやってコミュニケーションをとるのだろうか。指点字だとか何かができる人が本当に少ない中で、どうやって暮らすのかなと思ったりするので、そういう点ではやっぱり情報アクセスコミュニケーションということ自体は必要だと思うし、私たちはその環境の整備できてからの条例というよりも、条例ができることによって、それを根拠にやんなさいと、育てなさいとか、学ぶ環境をつくりなさいという後押しができると思うんですね。どっちが先かという話でいけば、その条例があるからできるやろうもんとって、いや体制がないからという御不満もあるかもしれないけれども、片方では条例があるのだからやろうやんねという、どちらが先かっていう点では、行政に対しても言いやすくなるのかなと。なので、できれば、同じ人たち、同じいろんな悩みを持っている方たちが、それぞれがお互いのために、よし、やりましょうとなるほうがより力になるのかなという感じもしています。ただ、おっしゃるその手話は早く学ばないと。本当に今から一生懸命やっても、薬飲みましたかとかいうのが、その薬を飲みましたかというよりも、飲む薬という、その順番も違うんだとか、全く英語と同じだわとかですね。そういうことも学んで初めてわかるとていうようなことを、やっぱりみんなが認識していく必要があるなど、それは思います。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

さっき言われた盲聾の話なのですけども、今非常にやっぱり人生100年時代で、長く長命になってきました。聾者のほうもだんだん目が、視覚が衰えてくる、白内障、緑内障、なんとか障というのがあって、うちも日曜教室等やって、眼科の先生を連れてきて、その治療法、予防法というのをやっていますけども、非常にその受講生は希望者が多くなっています。一方で、視覚のほうも、今度耳が聞こえなくなってきたという相談が非常に多くなって、うちのほうに、聴覚の聴力検査をしてくれとか、測定をしてくれということでこられます。両方からですね。盲聾の状態に入っていくということで、とりあえず今国体の通訳者養成の中で、手話のできる人を対象に、盲聾者にどういうふうにつき合ったらいいのかという講習会を、長崎県のほうから実際に、盲聾者の協会長を呼んで講習会をしたり、初歩的などころをまずやっていますけども、そういうこともやっています。できれば条例のところに戻りますと、表題には手話言語というのは、何とか残してほしいというふうに思っております。一言だけつけ加えさせてもらいます。

○池田委員長

それでは質疑のほうは一旦終わりにして、次の疑似体験のほうについて移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは今日、言語聴覚士の方にも来ていただいて、いろいろ道具等も持ってきてもらっておりますので、疑似体験を行いたいと思います。せっかくの機会ですので、傍聴者の方でも体験をしていただきたいというふうにも思っておりますが、数に限りがあります

ので、全員に行き渡るかどうかちょっとわかりませんが、よろしく願いいたします。
あと準備がありますので、ちょっと休憩にしたいと思います。

◎午前11時13分～午前11時20分 休憩

○池田委員長

それでは再開いたしますが、これから疑似体験をさせていただきます。道具は全部で15名分ということで聞いておりますけども、委員の皆さんが全部で8人と、他7人の方が、疑似体験ができるということになりますので、よろしいですかね。それでは後ろのほうで準備ができておりますので、そちらのほうに移動していただきますようお願いいたします。

◎聴覚障がい疑似体験

○池田委員長

それではこれから、意見交換をしたいと思っておりますけども、改めて振り返っていただいて、お気づきの点、また、御質疑や御意見等ありましたら、どなたからでも結構でございます。何か皆さんのほうからないでしょうか。

すいません、ちょっと私から1点いいですかね。平成30年やったですかね佐賀県の手話言語条例が制定されまして、そのあと各市町にも、条例をとということで、要望書を提出されたりとかしておりますけども、その必要性というか、県条例があるのに、市に改めて条例を制定してほしいという必要性というものをどのようなお考えで、この要望を出しておられるのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

一応、手話言語法の法律を要求して、その次に、県段階での条例をつかって、さらに市町で……、本当に必要なのかという話だと思いますが、やっぱりそれぞれの行政の役割が違っておりまして、市町の場合はやっぱり住民直結型になっていきますので、特に啓発普及、それから講座開設訓練とかその辺では、もう直に響くし、それからそれぞれの婦人会はじめ、各種団体のところにもお話ができる、それから旅館組合とか、その辺でもやれるんじゃないかなと思って、特に嬉野では、旅館の女将の会というところで、手話の勉強会を1年近くやって、ただいま手話勉強中、というステッカーを張り出してもらって、一定の効果はありましたけれども、そういうのがニュースになって、やっぱりよそから聾者の人が、じゃ旅館に行ってみようというようなあれもありましたので、それが、それぞれのところでの啓発普及に非常に力があるんじゃないかなというのが、まず大きな違いじゃないかと思っております。本来は、国がもうちょっとしっかり気合を上げられていって、法律をつくらせてもらって、教育委員会なりに指示をしてもらおうとできるんじゃないかと思っておりますけど、なかなかなくて、そこが進んでないという状態です。よろしいですかね。

○池田委員長

ありがとうございました。皆様ほうから何かお気づきの点はないでしょうか。

○重田委員

手話関係では、やっぱり小さいときからやったほうがいいということで、保育園、幼稚園、そういう部分でできない理由というのは、保母さんとか先生とか、そういう方がいらっしゃらないということも一つの要因だと思いますけど、どういう形だったらできやすいとか、そういうのがあったら教えていただいて、どこかからでもできたらなと思うんですけど、そういうのはありますか。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

そうですね。小さいときから触れるためになるので、保育園の中で手話ができる人がまずいないということで、実際に先ほどセンター長からも話がありましたけれども、1年間幼稚園のほうで指導してみて、保育園の日常生活というのがあると思うのですね。日常生活の中で、自然と手話が取られるようになればいいなというふうに思っております。

手話が言語だから、手話は勉強しなきゃいけないからというのではなくて、ふだん言葉を発しているように、手話ができるように、そういう環境づくりができるようになれば、変わってくるのかなと。どうしても、やっぱり今日は今から手話の勉強の時間ですよという、そのときは一生懸命になると思いますし、先生たちも一生懸命取り組まれると思うのですが、そのあと、それが続くかどうかというのは、やっぱり日ごろからの考えというか、それがやはり、根拠となるところに、手話言語があるということを知ってもらうのにつながるのかなと思っております。具体策、こうやって、やはりその勉強会を開いていただいたりとか、市の行政の方たちもそうですし、聞こえない方に、かかわっている方、今回も当センター参事がこうやって皆さんとお話をする機会も設けられて、こういう聞こえない方とか、かかわられる方にまず手話というものを勉強してほしい、どういうものか知って欲しいなと思います。そこから、やっぱり勉強したいなという、自らの力で勉強して、これを伝えていきたいなという人を増やしていく。そのためには、やっぱり講習会とかというのはとても大事ですし、毎年佐賀市のほうで開いていただいている手話奉仕員養成講座というのも段々積み重ねて、次は通訳目指そうという人たちも出てきていますので、そういう学ぶ機会というのをつくっていただくというのは大事かなと思っております。

○川崎委員

先ほど週に何回か講座を開いているということで、講座の中身はどういうふうな形で開いているのか。それと同時に、国会に向けての対策等々もあると思うのですが、この講座関係の中身をちょっと教えてもらいたいと思います。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

講座の中身についてお話しします。まず、手話の出身者が学ぶ手話奉仕員養成講座というのがあります。これは厚生労働省のカリキュラムというのがありますので、それに準じた講習会というのを各市町のほうで行われているところです。もう本当に手話の基本から学ぶ、手話の文法とはどういうものか、奉仕員養成講座の目標が、自分1人で聞こえない人と手話で話ができるようになるというところを目標としております。これが各市町で行

われているところで、その次に、手話通訳、手話がわからない人の話を聞こえない人に伝える役割を担う、私のような手話通訳士であるとか、そういう手話通訳を目指したい人たちの講座が、手話通訳者養成講座と言って、ポップ、ステップ、ジャンプで三つあります。通訳1、通訳2、通訳3という形で、まず通訳1のほうでは、手話通訳の基本を学ぶ。どうしても自分が話す、自分の意思を手話で伝えるのと、第三者の言葉を手話で翻訳して伝えるというのは全く違う技術ですので、通訳とは何かというのを学ぶのが通訳1、それを高めていくのが、2、3という、3はより実践的に、こういう会議の場を実際に組んで、通訳をやってみて検証していくというところまでが、通訳者養成講座です。そのあとに、手話通訳者全国統一試験というのがあります、これは京都の研修センターで行われている試験なのですが、各都道府県で実施されておりまして、その試験に合格すると、手話通訳者という資格で、病院に一緒に行ったりとか、講演会で通訳したりとか、そういう派遣依頼を受けるようになります。私の今持っている資格は手話通訳士というところなのですが、これが厚生労働省の公認の資格という形になって国家資格ではなくて公認資格という形で、平成2年から資格制度が始まりまして、今までで31回、32回ですかね、ずっと試験が行われてきて、それに合格したものが通訳士、先ほどの手話通訳者との区別なのですけれども、例えば裁判とか、警察司法の場とか、そういうより高度な専門的な話をしなきゃいけない。そういう専門的な技術が必要なところは、厚生労働省公認で手話通訳士が担うというふうにすみ分けられています。それが、意思疎通支援と手話通訳を増やすためのこれまでやってきたというところで、講座の中であわせて国体に向けてというところで、先ほど話しましたように、地域のサークルで活動されている方がいらっしゃいます。もちろんその手話奉仕員養成講座を学ばれた方たちもいっぱいいらっしゃるのですが、まずはその方たちに、地域の支援を担っていただくリーダーとなってもらうための講習会、そのリーダーが、今後募集開始されるであろう、手話で何か協力をして、ボランティアさんたちに、こういうことに気をつけましょうとか、スポーツ専門用語もありますので、その専門用語はこうするんですよというのを指導していく立場を今要請している段階であります。なので、指導地域で指導できる人たちを増やして、そのあとに地域で、改めて手話を勉強したいとか、何か関わりを持ちたいという方たちに対して、その国体ならではの留意点といいますか、スポーツの場でどういうところに注意しなきゃいけないということも含めて、指導していくという形になると考えております。

○川崎委員

今、地方の方で、何名ばかり講習会にいられているのでしょうか。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

国体のほう……。

(「どちらも」という発言する者あり)

奉仕員養成講座や通訳者養成講座が定員を一応20名としております。これはコロナとか

いうそういう関係ではなくて、手話の指導というのが、どうしても一人一人が話しているものを見なきゃいけないというのがありますので、目がゆっくり行き届く範囲が大体20人ぐらい。それよりも少ないほうが、より深い指導ができると思うのですが、20人ぐらいまでは目が行き届くということで、定員を20名にしております。その中で、やはり上限っていうのはあるので、10何人から、30人はないですね、22、23人とか、そういう講習会を毎回開いている形であります。国体のほうに関しては、今は、そのリーダーを育てるということですので、これまで手話通訳を活動されている方、手話に関しては知識を持たれている方を対象としておりますので、その地域ごとによって、ちょっと数は異なるのですが、佐賀市で言いますと、聞こえる人が20人ぐらいは、やはりこちらも受けているかと思えます。あわせて聞こえないリーダーも、指導していますので聞こえない者も20人ぐらいですかね。ともに学んでいる状況です。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

ちょっと関連すると、その講座も日曜日にやるのか、平日にやるのか、昼間やるのか、夜間にやるのかで来る方が非常に違うので、各町それぞれ工夫しながら、順繰りにやったりされていますけど、なかなかそこも難しいところですので、だから実際に戦力になる人は昼間働いておったり、いろんなパターンがあって、あるいは子どもが小学生だとまだまだなかなか講座に出られない。厚生労働省の規定の修了証書がもらえるのは結構長期化、半年間、毎週例えば1回とかですね。それも1日4時間とかなっているの、結構ハードなのですよ。なかなか、そこのところが難しいところになっていますので、いろいろ市町で工夫されていますけども、なかなか難しいところがあります。

○池田委員長

ありがとうございました。

○佐賀県聴覚障害者サポートセンター

先ほど説明しましたように、聾学校時代は、講話の訓練ばかりで苦しい時代だったという話をしたかと思えます。日本語である音声を自分たちが身につけるということで、ずっと苦しい思いをしてきました。小さいときから、自然と手話を身につけられるように、社会参加のために、聞こえる人の中に入っていくために、音声を学べというふうに言われるのが昔の時代だったのです。私が35年前、ヨーロッパに行った経験があります。高齢者、全部で20人ぐらいだったかと思うのですが、まだ私は25歳のとき、ヨーロッパの視察に行ってきました。高齢者と一緒に、そのときに大変驚いたんです。35年前の日本と比べると全然違うな、フランスの聾学校を見たのですが、聾学校の校長先生は女性だったのですが、聞こえない聾学校の校長先生だったのです。聾の教師もいっぱいいたのです。聞こえる人は、もう手話ができるのが当たり前、うまいというぐらいのレベルなのですね。子どもたちと話すときも手話でコミュニケーションする、交流をするのです。日本語で勉強、勉強というのではなくて、遊びとか、校内活動の中で自然と勉強ができる。小さいと

きからそういう環境がずっとできている。それでちゃんとできる、それでフランス語でちゃんとできるというわけですね。またその養護のおじいちゃん、おばあちゃんとかいらっしゃいますよね。そういう方たちも手話ができるのですよ。学校にいる人たちみんなができる、そういう社会が日本に必要なじゃないかというふうに思っています。それが1点。もう1点は、高齢者の手話はなかなか難しいなっていうところは、未就学のおじいちゃんおばあちゃんでは話難しいというのはあるのですけれども、でも、日本語でというところが、日本語でしなければいけないという基礎ができちゃっているというか、そう言われ続けてきたから、だから、新たに手話を学ぼうと思っても、なかなか入ってこない。それが手話でもいいんだよというので、徐々にほぐれてくれば、また手話という言葉で自分の思いを発せれるようになるのかなというふうに思います。日本語ではなくて手話っていう基本にあるということ、まず理解していただければと思います。私たちには手話がないと生きられません。それを御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○池田委員長

大変ありがとうございました。本当に今日は貴重な御意見いただきました。聴覚障がいの方の皆さんの思いというものを聞かせていただいて、また、条例制定を望まれている、そういったことから、私たちもそれに向けてしっかりと、努力をしていきたいというふうに改めて感じました。今日頂いた意見をしっかりと反映させながら、やっていけたらなというふうに思っております。最後に永渕副委員長のほうから、御礼を申し上げたいと思います。よろしく願いします。

◎永渕副委員長挨拶

○永渕副委員長

本日はお越しいただき、本当にありがとうございました。